

調査時点 2010 年 2 月 10 日

1. 滞在許可証（イカーマ（*Iqama*））について

すべての外国人は、サウジアラビア（以下「サウジ」という）の事業体で就労を続けるため、Working Visa（以下「就労ビザ」という）と滞在許可証（イカーマ（*Iqama*））（以下「イカーマ」という）を取得しなければならない。特に、イカーマを取得できない場合、以下に例示するビジネスや日常生活での行為に支障があることから、その取得は重要である。

- (1) 企業としてのビジネスにおける支障が生じる事項
 - ア 銀行口座の開設（ただし、以下 2 で述べる例外的取扱いがある）
 - イ 賃貸借契約の締結
 - ウ （特定の通信業者から）通信関連サービスの提供を受けること
- (2) 個人としての日常生活における支障が生じる事項
 - ア 銀行口座の開設（ただし、以下 2 で述べる例外的取扱いがある）
 - イ 運転免許の取得
 - ウ （特定の通信業者から）通信関連サービスの提供を受けること
 - エ 家族がサウジに入国する際の身元引受人になること（一定の付帯条件あり）

イカーマは、サウジに入国したときから 3 カ月以内に取得されなければならない。取得後は正式な身元証明書類として常にこれを携帯しなければならない。就労ビザとイカーマを取得するまでの手続の概要は、以下の表 1 記載のとおりであるが、今後変更される可能性もあることから、実際に取得する際には改めて確認することが望まれる。

表 1. 外国人が就労ビザとイカーマを取得する際の手続概要

	手続の概要	関係機関	必要書類等
第1段階	雇用者による File 700 (注 1) の開設	労働省 (Ministry of Labor ; MoL) またはサウジアラビア総合投資院 (Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という) ビジネスセンター (注 2) にある労働省の窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・外国投資ライセンスの写し (認証用に原本も必要) ・申請者のパスポート ・手続代行者に対する委任状 <p>なお、申請費用は 200 サウジ・リヤル (以下「SR」という) である。</p>
第2段階	雇用者による就労ビザ (注 3) と Residency Visa (以下「居住ビザ」という) の取得	労働省または SAGIA ビジネスセンターにある労働省の窓口。当該申請は、同窓口から、ビザ発行権限のある外務省 (Ministry of Foreign Affairs) に回付される。	<ul style="list-style-type: none"> ・外国投資ライセンスの写し (認証用に原本も必要) ・申請者のパスポート ・手続代行者に対する委任状 ・SAGIA による労働省代表者向けレター ・File 700 開設証明書 (マネージャーのビザの場合には、当該マネージャーを選任した旨の出資者の決議証明書)
第3段階	雇用者による Work Permit (以下「労働許可」という) の取得	労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・外国投資ライセンスの写し (認証用に原本も必要) ・申請者のパスポートと写真 ・所定の記入済み申請書 <p>なお、申請費用は 250SR である。</p>
第4段階	イカーマの取得	SAGIA ビジネスセンターにある内務省 (Ministry of Interior) の窓口である	<ul style="list-style-type: none"> ・外国投資ライセンスの写し ・申請者の就労ビザ認証付きパスポートの写し

		る General Directorate of Passport	<ul style="list-style-type: none"> ・写真（2 枚）を添付した所定の記入済み申請書 ・イカーマ取得のために必要な認定病院による総合医療検査の結果に関する資料 ・労働許可を証する書面 ・File 700 開設証明書 <p>なお、申請費用は 2,500SR である。</p> <p>また、申請者本人により申請されなければならない点には留意が必要である。</p>
--	--	-----------------------------------	---

【注 1】 File 700 とは、雇用者が外国人労働者を雇用するために開設しなければならない投資識別番号のことをいう。

【注 2】 SAGIA ビジネスセンターとは、外国企業による投資手続を簡便にするために SAGIA 内に設けられた各関係政府機関（労働省、外務省、商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）等）の窓口の集まりをいい、リヤド、ジッダ、ダンマーム等に設置されている。

【注 3】 30 歳未満の女性による就労ビザ申請は、シャリーア法（*Shari' ah*）（イスラム法）により夫等の法的な身元引受人がいらない限り拒否される可能性がある。もっとも、特定の申請の場合（例えば、フライトアテンダント、看護師等）、異なる取扱いがされる可能性がある。

【関連 URL】

General Directorate of Passport

<http://www.gdp.gov.sa/>

Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA（サウジアラビア総合投資院）

<http://sagia.gov.sa/>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照してあります）

ん。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます)。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。